

暮らしの情報

国民年金保険料が変わりました

4月から平成24年3月までの国民年金保険料は、月額15,020円となりました。前納すると割引があります。



〈問い合わせ先〉

市保険年金課年金班

☎62-5332

佐原年金事務所

☎0478-550145

平成23年度国民年金保険料 (単位: 円)

項目	1か月	6か月	1年
定額保険料	15,020	90,120	180,240
現金支払前納額 (クレジットカード払前納額)	—	89,390	177,040
口座振替前納額	14,970	89,100	176,460

障害者への生活支援 配食サービスを試験的に実施

市では、障害者の地域での生活を支援するため、配食サービスの導入を検討しています。

本格的なサービス導入に向けて

需要の把握や手法を検討するため、6月から平成24年3月まで試験的に実施します。

利用可能世帯／市内の18歳以上65歳未満の障害者がいる世帯で、調理が困難な場合

障害者の範囲／身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている、または精神通院医療の支給認定を受けている

サービスの内容／昼食（弁当）の配達と安否確認 ※平日のみ、週5日まで

利用料／1食400円

申し込み／申請用紙に必要事項を記入し、申し込んでください（郵送可）。随時受け付けますが、6月分の利用のみ、4月28日（木）までに申し込んでください。

申請用紙配布場所／●市社会福祉課 ●海匠ネットワーク（☎60-2578） ●旭障害者支援センター（☎63-0900）

〈申し込み・問い合わせ先〉

〒289-2595

旭市二の1920

社会福祉課障害福祉班

☎62-5351

土地の埋め立て要件 などを改正

埋め立てなどの行為に対し、より一層の適正化を図るため、条例の一部を改正しました。

主な改正内容

埋め立ての面積要件の見直し

3,000㎡未満の埋め立ては、市への許可申請が必要です。

ただし、法令などで許可を受けた採取場の土砂などで行う、500㎡未満（自らの居宅建設

目的は1,000㎡未満）の埋め立てと、搬出目的で一時的に、500㎡未満の堆積を行う場合は、申請の必要はありません。

土地所有者の責務

土地の所有者は、埋め立てなどで土壌の汚染および災害が発生しないよう確認し、これらの恐れのある人に、土地を提供しないよう努めなければなりません。安全基準に適合しない土砂などによる埋め立ての禁止

安全基準に適合しない土砂などで、埋め立てなどを行っては

旭市消費生活センターができました

皆さんの消費生活のより一層の安定・向上を図るため、従来の消費生活相談の体制を拡充し、4月1日から「旭市消費生活センター」を設置しました。

消費生活センターとは？

商品やサービスの安全性・表示、勧誘、契約内容などに問題があったとき、消費者からの相談に対し、助言やあつせん、情報提供などを行います。

消費生活相談の実施

専門の相談員が対応します。日時／市役所開庁日の午前9時

ならないことを明記しました。許可基準の厳格化

埋め立てなどで、建設発生土に安定処理を施して、その性状を改良した土砂などを使用する場合は、処理前の当該土砂などの採取場所が特定していること、かつ、搬出を容易にするために、当該採取場所が安定処理を行ったものに限り、許可の対象です。

〈問い合わせ先〉

環境課環境政策班

☎62-5328

午後4時
場所／商工観光課内（旭市青年の家1階）
相談方法／来所または電話（☎62-8019）
費用／無料

出前講座の実施

相談員や職員が、市民の皆さんが集まる場所に出向き、消費者被害の防止方法などを説明します。

〈問い合わせ先〉

商工観光課商業振興班

☎62-5874

犬の登録・狂犬病予防注射の日程

月 日	時 間	会 場	
4/12(火)	9:30~10:15	岩井青年館	倉橋宝寿院
	10:35~11:20	旧 J A 滝郷支店	蛇園区民館
4/13(水)	9:30~10:15	広原西区青年館	三川浜区民館
	10:35~11:20	後草東徳寺	目那区民館
4/14(木)	9:30~10:15	埴農村協同館	曾根区民館
	10:35~11:20	平松岡青年館	永井岡区民館
4/15(金)	9:30~10:15	東 6 区集会所	西 7・8 区集会所
	10:35~11:20	萬歳地区多目的研修センター	農村環境改善センター
4/16(土)	9:30~11:20	市役所本庁	
4/17(日)	9:30~11:20	海上支所	
	13:00~14:50	干潟支所	
4/18(月)	9:30~10:15	江ヶ崎「尊星院」	袋「加納院」
	10:35~11:20	J A 共和支店	
4/19(火)	9:30~10:15	コミュニティセンター(萬力)	関戸ふれあいセンター
	10:35~11:20	干潟区民館	ふれあいセンター(入野)
4/20(水)	9:30~10:15	神宮寺中央青年館(晩古)	網戸農村協同館
	10:35~11:20	旧 J A 豊畑出張所	東琴田集会所
4/21(木)	9:30~10:15	十日市場青年館	仁玉岡区民館
	10:35~11:20	健康福祉センター(中谷里)	旭スポーツの森公園
4/22(金)	9:30~10:15	足川浜区集会所	中谷里岡青年館
	10:35~11:20	J A 矢指支店	
4/24(日)	9:30~11:20	市役所本庁	
	13:00~14:50	飯岡支所	

※旭スポーツの森公園は、公園内野球場北側に受付を設けます。
 ※居住地区の会場に限らず、どの会場でも予防注射を受けられます。
 ※昨年と会場・時間が変更していますので確認してください。

忘れないで!

犬の登録・狂犬病予防注射

生後91日以上経過した犬を飼うには、狂犬病予防法により、登録(生涯に一度)と、毎年1回狂犬病予防注射を受けることが、義務付けられています。

市内各所で登録と注射を実施

手数料／1頭当たり3、350円(注射手数料2、800円と

注射済票交付手数料550円)。

新規登録の場合は、別に登録手数料3、000円が掛かります。

※手数料は各会場で支払います。釣り銭のないように準備してください。

ください。

会場に行けなかった人

動物病院で狂犬病予防注射を

受けてから、環境課で登録と注射済票の交付手続きをしてください。

事前に届け出が必要です

飼い主や住所を変更した場合、登録済みの飼い犬が死亡した場合は、環境課へ事前に届け出てください。

〈問い合わせ先〉

環境課環境美化班

☎ 62-53329

省エネ型社会の実現へ

『住宅用太陽光発電システム』設置に補助金

市では、自然エネルギーの有効利用の促進を図るため「住宅用太陽光発電システム」を設置する人に、費用の一部を補助しています。

補助対象者

- ① 自ら居住または居住予定の市内の住宅(併用住宅を含む)に未使用品の発電システムを設置する人、または未使用品の発電システムが設置された自ら居住予定の住宅を市内に購入する人
 - ② 市内に住所がある人(設置完了時に住民登録をする場合を含む)
 - ③ 世帯の全員が市税を滞納していないこと
 - ④ 電力会社と電力受給契約を締結していること
 - ⑤ 年度内(翌年3月10日まで)に設置工事を完了し、実績報告書の提出が行えること
- ※すべての要件を満たす人が、対象です。

補助額

発電システムの最大出力(kw)に25、000円を乗じた額とし、

10万円を上限とする。
 ※本年度、30件を予定。

申請に必要なもの

申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ① 設置にかかる経費の内訳が、記載された工事請負契約書、または住宅の売買契約書の写し
- ② 最大出力が確認できる書類の写し
- ③ 設置予定図面
- ④ 設置する住宅の場所が確認できる図面
- ⑤ 設置工事着工前の現況写真
- ⑥ 市税の納税状況を確認できる書類(納税証明書など)
- ⑦ そのほか市長が必要と認める書類

注意事項

設置済み、設置工事中の人は補助対象外です。補助を希望する人は、設置工事着手前に申請する必要があります。

〈申請・問い合わせ先〉

環境課環境政策班

☎ 62-53328